

岩手県告示第 484 号

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和 35 年岩手県告示第 328 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受講資格)</p> <p>第 5 条 家畜人工授精に関する講習会は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者</p> <p>(2) 学校教育法による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者で知事が指定する試験研究機関等において家畜人工授精の実習に2年以上従事したもの</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注 <u>所管地方振興局長</u>を経由して提出すること。ただし、県外に住所を有する場合は、この限りでない。</p>	<p>(受講資格)</p> <p>第 5 条 家畜人工授精に関する講習会は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは<u>中等教育学校</u>を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者</p> <p>(2) 学校教育法による中学校を卒業した者若しくは<u>中等教育学校の前期課程を修了した者</u>又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者で知事が指定する試験研究機関等において家畜人工授精の実習に2年以上従事したもの</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注 <u>所管する広域振興局又は地方振興局の長</u>を経由して提出すること。ただし、県外に住所を有する場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。